

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS解体新書

収益事業/「請負業」に該当するか否かが争点となった事例



小菅 貴

はじめに

法人税の納税義務は、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合に限られています(法法4条)が、その収益事業については、法人税法施行令5条に定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいうとされています(法2条13号)。

今回は、公益法人等の行う事業について、収益事業である請負業に該当するか否かが争点となった事例をご紹介します。

I. 利用者の生産的活動の 支援、特定事業者の生活 の保護に寄与するもの

平30.3.29非公開裁決 (F0-2-805)(棄却)

1. 事案の概要

本件は、請求人が実施する利用者の ①生産的活動、②創作的活動(音楽教室、体操教室、その他の文化活動)及び③地域交流活動(レクリエーション、外食及び社会見学等)を支援し、また、その他日常生活上の援助を提供する事業が、収益事業に該当するか否かが争点となった事例です。

2. 審判所の判断

本件事業は、利用者との契約に基づいて、〇〇〇〇〇〇〇の生産的活動や創作的活動などを行うものであり、これは、第三者からの委託により一定の役務を提供して対価を得る事業といえる。したがって、本件事業は法令5条1項10号に規定する請負業に該当する。

法令5条2項2号は、公益法人等が 特掲事業を行う場合であっても、その 事業に従事する特定従事者が、その事 業に従事する者の総数の半数以上を占 め、かつ、その事業が、これらの者の 生活の保護に寄与しているものについ ては、収益事業に含まれないものとす る旨規定している。

これらの規定の趣旨は、その事業が 従業員の半数以上の者を特定従事者と して雇用し、これらの者の生活の保護 に寄与しているものである場合には、 その公益性を考慮し、社会政策上法人 税を課すことは相当でないと判断して、これを収益事業から除外したものと解される。

そして、「その事業が、これらの者の生活の保護に寄与しているもの」とは、その事業が従事する特定従事者の生活の保護に寄与することを主たる目的として行われているものであり、具体的には、当該事業に係る利益の相当部分を特定従事者に給与等として支給していることが必要であると解される。

特定従事者に対する給料手当等の支 給額を合計した金額と、税引前当期正 味財産増減額に人件費支給総額を加算 した金領を比較すると、請求人は、本 件事業に係る利益の相当部分を特定従 事者に支給しているとは認められな い。したがって、本件事業は、同条 2 項 2 号に規定する特定従事者の生活の 保護に寄与しているものに該当しな い。。

Ⅱ. 宗教法人が行うペット 葬祭掌

平17.3.24名古屋地裁 (Z255-09973)(棄却) 平18.3.7名古屋高裁 (Z256-10338)(棄却) 平20.8.27最高裁 (Z258-11009)(上告棄却) 平20.8.27最高裁 (Z258-11010)(上告受理) 平20.9.12最高裁 (Z258-11023)(上告審棄却)

1. 事案の概要

本件は、宗教法人が、死亡したペット(愛玩動物)の飼い主から依頼を受けて葬儀や供養等を行うペット葬祭業が収益事業に該当するか否かが争点となった事例です。

2. 最高裁判所の判断

法人税法が、公益法人等の所得のうち収益事業から生じた所得について、同種の事業を行うその他の内国法人との競争条件の平等を図り、課税の公平を確保するなどの観点からこれを課税の対象としていることにかんがみれば、宗教法人の行う外形的に見ると請負業等の形態を有する事業が法令5条

1項10号の請負業等に該当するか否かについては、事業に伴う財貨の移転が役務等の対価の支払として行われる性質のものか、それとも役務等の対価でなく喜捨等の性格を有するものか、また、当該事業が宗教法人以外の法人の一般的に行う事業と競合するものか否か等の観点を踏まえた上で、当該事業の目的、内容、態様等の諸事情を社会通念に照らして総合的に検討して判断するのが相当である。

本件ペット葬祭業においては、上告 人の提供する役務等に対して料金表等 により一定の金額が定められ、依頼者 がその金額を支払っているものとみら れる。したがって、これらに伴う金員 の移転は、上告人の提供する役務等の 対価の支払として行われる性質のもの とみるのが相当であり、依頼者におい て宗教法人が行う葬儀等について宗教 行為としての意味を感じて金員の支払 をしていたとしても、いわゆる喜捨等 の性格を有するものということはでき ない。また、本件ペット葬祭業は、そ の目的、内容等の諸点において、宗教 法人以外の法人が一般的に行う同種の 事業と基本的に異なるものではなく、 これらの事業と競合するものといわざ るを得ない。上記の事情を踏まえれ ば、宗教法人である上告人が、宗教上 の儀式の形式により葬祭を執り行って いることを考慮しても、本件ペット葬 祭業は、法令5条1項1号、9号及び 10号に規定する事業に該当し、法法2 条13号の収益事業に当たると解するの が相当である。

Ⅲ. 実費弁償による事務処理の委託等

平24.2.2大阪地裁 (Z262-11870)(棄却) 平25.1.18大阪高裁(Z263-12130) (原判決取消し・認容)(確定)

1. 事案の概要

本件は、財団法人である原告が東大阪市等からの委託を受け、し尿、ゴミ等の廃棄物の処理及び公共施設等の清掃を継続して行う事業が収益事業に該当するか否かが争点となった事例です。

控訴審である大阪高裁では、更正通知書の理由附記に不備があり、違法であるとして本件の各更正処分等を全部取消しとしたため、収益事業についての判断はされていませんので、以下、大阪地裁の判断のみを記載します。

2. 大阪地裁の判断

法令5条1項10号イは、請負業に該当する場合であっても法令の規定に基づき国又は地方公共団体の事務処理を委託された法人の行うその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理のために必要な費用を超えないことが法令の規定により明らかなこと等の要件に該当するものは収益事業としない旨を定めている。

法令5条1項10号イの趣旨は、国又は地方公共団体からの委託を受けた事務処理について実費弁償を受けるにすぎない場合には、同種の事業を営む営利法人の競争条件を特に不利にせず、課税の公平性を害することがないことから、かかる場合における事務処理事業を非課税とする点にある。このことを踏まえ、法基通15-1-28は、法令5条1項10号等の要件のうち、①委託の主体を国又は地方公共団体に限定せず、②実費弁償の根拠が法令のみならず、行政指導や契約等による場合もおと非課税範囲を拡張している。

本件各事業に係る契約書等を通覧しても、原告の受け取る委託料ないし補助金の額が本件各事業のために原告に必要な経費の額を上回らないことに関する規定は見受けられない。

原告は本件各事業によって毎年約1億円の収益を上げているのであって、本件各事業が実費弁償により行われているといえないことは明らかである。したがって、本件各事業について法基通15-1-28の適用の余地はない。

おわりに

TAINSで上記判決等を検索する場合のキーワードは、「収益事業」、「請負」です。

TAINSの入会に関するお問い合 わせは、データベース事務局へ TEL 03(5496)1195



複数税率で複雑化する消費税改正! MJSなら消費税改正対策も万全です。





ACELINK NX-Pro 検索



2019年10月から 消費税が 10%に

会計事務所の皆様と共に歩んで40年以上。 MJSなら「消費税改正対策」も強力サポート

- ●消費税の複数税率・軽減税率への対応
- ●「IT導入補助金」対象*
- 新元号(令和)にも対応
- ※対象製品や補助金の適用については、MJSのホームページをご確認ください。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー株式会社ミロク情報サービス東証第一部 ト場(証券コード:9928)

▼記載の製商品名は株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。